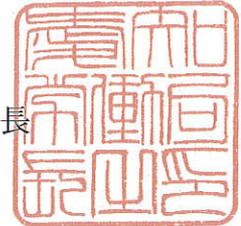


愛労発基 1020 第 1 号  
平成 27 年 10 月 20 日

(一社) 日本クレーン協会東海支部長 殿

愛 知 労 働 局 長



職場の年末安全衛生推進運動の実施について

時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政、とりわけ安全衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

愛知労働局管内の労働災害による休業 4 日以上の死傷者は、近年は増減を繰り返して毎年 6,500 人前後が被災しており、第 12 次労働災害防止計画の推進により平成 29 年には被災者を約 5,400 人まで減少させようとする目標達成が危うくなっており、誠に遺憾に存じます。

今後、労働災害による被災者を大幅に減少させるためには、各事業場における労働災害防止のための取組みを今以上に活性化していただくことが必要です。

そのためにはまず、経営のトップ自らが先頭に立って安全衛生管理に取り組んでいただくことが重要です。そして、実際の取組みについても、単に労働者に注意喚起を促すだけではなく、災害を引き起す危険源を的確に把握し、その危険源に対してリスクアセスメント手法を用いた評価・対策を確実に施していくなど、組織的に具体的な対策を講じていただく必要があります。

これから年末の繁忙期に向かい、各事業場では通常の作業員に加え、パート、アルバイト等として臨時採用される作業員の増加も見込まれ、忙しさや作業に不慣れなために労働災害を被ることがないように、論理的な安全衛生管理の推進と定着による危険源対策を的確に行うことにより、この時期の災害防止を目指した活動として展開を図るため、別添 1 の「平成 27 年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱」に基づく取組みを実施することとしましたので、当該趣旨にご賛同いただき、協賛としてご協力をお願いします。また、貴機関傘下の会員事業場等において、別添 2 の「平成 27 年度職場の年末安全衛生推進運動への取組要請」にある活動が展開されるよう周知方協力も併せてお願いします。

なお、取組結果の総括のため恐れ入りますが、ご協力いただきました周知方法等に関しまして、別紙書式により 12 月 28 日（月）までにご報告いただきますようお願いいたします。



# 平成 27 年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・労働基準監督署

## 1 趣 旨

愛知県内における労働災害の死亡者数は平成 24 年に初めて 50 人を下回る 49 人となったものの、平成 25 年以降は再び 50 人を上回ることとなり、本年度も現時点で昨年とほぼ同じ被災者を数えています。また、休業 4 日以上之死傷災害についても、ここ数年 6,500 人前後の被災者数で増減を繰り返し、減少が滞っている状況にあります。

このような中、年の瀬を迎える慌ただしさの中で、不幸な労働災害により、働く仲間の誰一人としてケガすることなく、明るく新たな年を迎えられる職場を作ることを目指して、危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用い、論理的な安全衛生管理の推進と定着のため「平成 27 年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。

## 2 推進スローガン

「 無災害 みんなで迎える 明るい新年 」

## 3 職場の年末安全衛生推進運動目標

論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害発生防止

## 4 平成 27 年度 職場の年末安全衛生推進運動 実施期間

平成 27 年 12 月 1 日 ～ 平成 27 年 12 月 31 日

## 5 主 唱 者：愛知労働局・各労働基準監督署

## 6 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター、(公)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(社)日本ボイラ協会愛知支部、(社)日本クレーン協会東海支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

## 7 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署幹部と労働災害防止団体幹部との合同パトロール
- (2) 職場の安全衛生推進運動啓発のポスター・リーフレット配布等広報
- (3) 事業者の行うリスクアセスメント等への支援・指導

## 8 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生への所信表明と職場巡視
- (2) 危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法による災害防止対策
  - ア 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」による対策検討
  - イ 職場内で使用される化学物質の安全データシート (SDS) 情報に基づく管理
  - ウ 応急対策のまま、リスク対応が先送りされている箇所の恒久対策処置
- (3) 学生アルバイト等新規採用者への雇い入れ時安全衛生教育の確実な実施
- (4) 学生アルバイト始め未熟練労働者への OJT による安全作業方法の習熟訓練
- (5) 腰痛予防、薬傷防止等化学物質対策、過重労働防止・メンタルヘルス対策等の推進

## 平成 27 年度職場の年末安全衛生推進運動への取組要請

平成 27 年  
愛知労働局長

労働災害による休業 4 日以上の被災者数は、増減を繰り返し毎年約 6500 人が死傷している状況にあり、これら労働災害による被災者を減少させるためには、危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用い、論理的な安全衛生管理を推進・定着させ、各作業における確実な労働災害防止対策を図る必要があります。これから迎える年末の繁忙により発生する労働災害を防止するため、下記の対策への取り組みをお願いします。

### 1 全業種の事業場で取組む事項

- (1) 経営トップが運動期間中に職場巡視を行い、職場の安全衛生対策への積極性を示し、作業  
者への安全意識の啓発を実施。また、新年には経営トップによる安全衛生管理方針を含む年  
頭所感の表明を作業員等に対し実施。
- (2) 設備・機械等の危険源の性質ごとに安全衛生対策が適切に講じられているか、リスクア  
セスメント手法等を用い対策状況を確認し、より安全な対策への移行が図れないかを検討。
- (3) 「故障中」、「要修理」等の表示のまま放置された設備や、仮囲い、三角コーンやトラロープ  
での区画による安全衛生のための応急対策のまま、大きなリスクを放置しているような箇所  
への適切な恒久的安全衛生対策の実施。
- (4) 職場で使用している化学物質について、譲渡者・提供者等から安全性データシート（SD  
S）を入手し、その SDS 情報を利用した、ばく露防止等安全な取扱い方法や異常時の対処  
方法等の教育など、安全衛生管理の実施。
- (5) 各作業員による安全衛生作業マニュアルの再読・再確認による安全作業手順の遵守。
- (6) 時節柄、積雪・道路凍結等自然環境への対応として靴等の滑り止め、冬用タイヤへの換装、  
チェーン等の準備。
- (7) 腰痛予防、過重労働防止、メンタルヘルス対策等の推進

### 2 業種毎で取組む事項

#### ア 製造業・商業・接客娯楽業

冬休みにおける学生アルバイトの就労増加、年末年始の繁忙対応のために採用されるパー  
ト等臨時作業員などへの就業時の安全衛生に関する雇入れ時教育の確実な実施と、未熟練な  
作業員への OJT による安全作業方法の習熟訓練の実施等。

#### イ 建設業

年度末竣工等をひかえ、入場作業員数が増加する傾向にある年末に、繁忙のため新規入場  
者教育が割愛されることがないように、業界として教育の徹底と、安全な作業床と昇降設備の  
確保を前提とする墜落防止対策の徹底。

#### ウ 道路貨物運送業・陸上貨物取扱業

年末用品等の配送増加など繁忙が予想され、長時間運転等による過重労働の発生抑止のほ  
か、交通労働災害防止対策のためのガイドライン、荷役作業の安全対策ガイドライン等に基  
づく管理の徹底。